

平成18年5月12日 開 会

平成18年5月12日 閉 会

# 平成18年第2回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

## 目 次

### 5月12日（金曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	5
欠席議員.....	6
説明のため出席した者の職氏名.....	6
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	6
開 会（午前10時00分）.....	7
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	7
日程第2 会期の決定について.....	7
日程第3 報第3号から日程第10 議第69号まで.....	7
平野市長提案説明.....	8
日程第11 質 疑（報第3号、承第2号から承第7号まで、議第69号）.....	11
13番 寺町知正議員質疑.....	11
休 憩（午前10時27分）.....	12
再 開（午前10時28分）.....	12
林総務部長答弁.....	12
13番 寺町知正議員質疑.....	12
林総務部長答弁.....	13
高橋消防長答弁.....	13
13番 寺町知正議員質疑.....	14
平野市長答弁.....	14
15番 中田静枝議員質疑.....	14
長屋市民環境部長答弁.....	14
15番 中田静枝議員質疑.....	15
長屋市民環境部長答弁.....	15
室戸保健福祉部長答弁.....	15
15番 中田静枝議員質疑.....	15
平野市長答弁.....	16
15番 中田静枝議員質疑.....	16

長屋市民環境部長答弁.....	16
15番 中田静枝議員質疑.....	16
休 憩（午前10時44分）.....	17
再 開（午前10時45分）.....	17
長屋市民環境部長答弁.....	17
15番 中田静枝議員質疑.....	17
平野市長答弁.....	17
日程第12 討 論（承第2号から承第7号まで、議第69号）.....	18
15番 中田静枝議員反対討論.....	18
日程第13 採 決（承第2号から承第7号まで、議第69号）.....	19
日程第14 議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について.....	21
平野市長提案説明.....	21
日程第15 質 疑（議第70号）.....	21
日程第16 討 論（議第70号）.....	22
日程第17 採 決（議第70号）.....	22
休 憩（午前11時02分）.....	23
再 開（午前11時25分）.....	23
追加日程 議長の辞職について.....	23
追加日程 議長の選挙について.....	24
休 憩（午前11時40分）.....	26
再 開（午前11時41分）.....	26
追加日程 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員の辞任について.....	26
休 憩（午前11時44分）.....	26
再 開（午前11時45分）.....	26
追加日程 副議長の辞職について.....	27
追加日程 副議長の選挙について.....	28
休 憩（午前11時59分）.....	29
再 開（午後0時00分）.....	29
休 憩（午後0時01分）.....	30
再 開（午後1時00分）.....	30
追加日程 議第71号 山県市監査委員の選任同意について.....	30
平野市長提案説明.....	30

日程第18	常任委員会委員の選任について.....	31
休 憩	(午後 1 時05分) .....	32
再 開	(午後 1 時17分) .....	32
日程第19	議会運営委員会委員の選任について.....	32
休 憩	(午後 1 時20分) .....	32
再 開	(午後 1 時27分) .....	32
追加日程	東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び 環境保全対策特別委員会委員の辞任について.....	33
追加日程	東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び 環境保全対策特別委員会委員の選任について.....	33
休 憩	(午後 1 時30分) .....	34
再 開	(午後 1 時49分) .....	34
休 憩	(午後 1 時49分) .....	34
再 開	(午後 1 時49分) .....	34
追加日程	岐北衛生施設利用組合議員の辞職について.....	34
追加日程	岐北衛生施設利用組合議員の選挙について.....	35
閉 会	(午後 2 時01分) .....	37

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 5月12日(金曜日)

- 
- 議事日程 第1号 平成18年5月12日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第5 承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第11号)の専決処分について
- 日程第9 承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第10 議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業(型)工事請負契約の締結について
- 日程第11 質 疑
- 報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第11号)の専決処分について

承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（型）工事請負契約の締結について

日程第12 討 論

承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（型）工事請負契約の締結について

日程第13 採 決

承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について

承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について

承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（型）工事請負契約の締結について

- 日程第14 議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
日程第15 質 疑  
議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
日程第16 討 論  
議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
日程第17 採 決  
議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について  
日程第18 常任委員会委員の選任について  
日程第19 議会運営委員会委員の選任について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について  
日程第4 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第5 承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第6 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第7 承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について  
日程第8 承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について  
日程第9 承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について  
日程第10 議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（ 型）工事請負契約の締結について  
日程第11 質 疑  
報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について  
承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について  
承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（型）工事請負契約の締結について

日程第12 討 論

- 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について
- 承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（型）工事請負契約の締結について

日程第13 採 決

- 承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について



- 承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算(第11号)の専決処分について
- 承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業(型)工事請負契約の締結について
- 日程第14 議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第15 質 疑  
議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第16 討 論  
議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第17 採 決  
議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 追加日程 議長の辞職について
- 追加日程 議長の選挙について
- 追加日程 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 副議長の辞職について
- 追加日程 副議長の選挙について
- 追加日程 議第71号 山県市監査委員の選任同意について
- 日程第18 常任委員会委員の選任について
- 日程第19 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び環境保全対策特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び環境保全対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について
- 追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について

出席議員(22名)

- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |

7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囿之君	参与兼会 計事務局	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境 部	長屋義明君
保健福祉 部	室戸弘全君	産業経済 部	松影康司君
基盤整備 部	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

---

午前10時00分開会

議長（小森英明君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達していますので、平成18年第2回山県市議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、今回、東海市議会議長会から、久保田 均議員、大西克巳議員が、議員として10年以上務められたことによりまして表彰を受けられましたので、その表彰状の伝達を行いたいと思います。御了承をお願いいたします。

久保田 均議員、大西克巳議員、演台の前までお進み願います。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

受賞されました久保田議員、大西議員、まことにおめでとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（小森英明君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 宮田軍作君、20番 村瀬伊織君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

議長（小森英明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、会期については、本日1日とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、会期については、本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 報第3号から日程第10 議第69号まで

議長（小森英明君） 日程第3、報第3号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第4、承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第5、承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処

分について、日程第6、承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第7、承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第8、承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、日程第9、承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、日程第10、議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（型）工事請負契約の締結について、以上8件を一括して行います。事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年第2回臨時会を招集しましたところ、皆様大変御多忙の中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

また、先ほど、久保田 均議員、大西克巳議員のお二方におかれましては、長年議員として市政の発展に御尽力をされた功績によりまして、東海市議会議長会から表彰を受けられました。まことにおめでとうございました。心から謹んでお祝いを申し上げる次第でございます。今後とも、市政発展に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、暦の上では立夏も過ぎまして、新緑が輝かしい、まことにすがすがしい季節が訪れてまいりました。こうした中で、今月28日にはグリーンフェスタ2006と題しまして、グリーンプラザ美山で盛大なイベントを計画されております。市内外から多くの方が来訪されますことを祈念しているところでございます。また、こうした季節に連動するかのよう国内の景気も上昇し、県内の雇用情勢も回復の兆しを見せていることは、大変喜ばしく思っております。

しかし、一方では、ゴールデンウィークを中心に、数々の痛ましい事故、県内においても青少年犯罪が多発化しており、市民の安全を守っていくために、市といたしましても青少年対策本部を緊急に招集し、検討を重ね、危険箇所の点検等調査を行ったところでございます。今後とも、市長としましても最善を尽くしていかねばならないと再認識しているところでございます。

それでは、提案説明をさせていただきますが、本日提案しております議案は、専決処分案件7件、契約案件1件、人事案件1件の計9案件でございます。ただいまから、上程されました8件の議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、資料ナンバー 1、報第 3 号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、本年 1 月 14 日、山県市椎倉地内の市道において、路面の損傷により、市民の方が運転する乗用車のタイヤ等が破損したことに対する損害賠償の額を 50,305 円とし、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づいて、本年 3 月 28 日に先決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告をするものでございます。なお、損害賠償金につきましては、保険金として全額補てんされる見込みでございます。

続きまして、資料ナンバー 2、承第 2 号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布されたので、本年 4 月 1 日に施行分につきまして、山県市税条例の一部を改正の必要が生じたため、地方自治法 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日に専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

その主な改正内容といたしましては、個人市民税の均等割及び所得割の非課税の範囲の見直し、たばこ税の税率の引き上げのほか、建築基準法に基づいた現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施した場合に、申告に基づいて当該住宅の固定資産税額が 2 分の 1 に減額される法改正がありましたので、その申告手続などを規定いたしましたものでございます。

また、平成 18 年度から平成 20 年度までの土地の負担調整について、商業地等に係る課税標準額の法定上限である評価額の 70% を維持するとともに、負担水準が低い土地に係る制度を簡素化し、均衡化を一層促進するための改正をいたすものでございます。なお、租税条約実施特例法の改正に伴う新たな条文を追加しているほか、字句の改正などをあわせて行ったところでございます。

改正の詳細につきましては、資料に添付してございます新旧対照表のとおりでございますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、資料ナンバー 3、承第 3 号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、厚生労働省により「診療報酬の算定方法を定める件」が告示されたことに伴いまして、これに関連する箇所を改正すべく、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日に専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、「往診」を「往診又は歯科訪問診療」に改めることとなっております。

次に、資料ナンバー 4、承第 4 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年 4 月 1

日に施行されることに伴いまして、条例の改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、介護納付金の動向等により、国民健康保険の介護納付金賦課額についての賦課限度額の引き上げ、所得税における公的年金等控除についての改正でございます。

次に、資料ナンバー5、承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行され、これに伴い条例改正の必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定により、本年4月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

改正内容といたしましては、各補償額の改正であり、具体的な金額等につきましては、資料に添付してございます新旧対照表のとおりでございます。

次に、資料ナンバー6、議第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）につきましては、地方交付税を初め除雪費補助金、県の市町村振興補助金、谷合体育館の建物災害共済金の額が確定したことに伴い補正を行ったもので、余剰となる財源は、財政調整基金、減債基金、魅力あるまちづくり基金の繰入金金の減額により対応いたしており、予算総額においての補正はございません。

多額の剰余金が見込まれたため、財源更正を行うべく、地方自治法179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次に、資料ナンバー7、議第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に210万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を134億3,210万円とする補正予算の専決処分でございます。

内容につきましては、本年4月11日の大雨により発生いたしました林道葛原大倉線ののり面及び路側崩壊の災害認定を受けるため、申請書類作成に係る測量設計の委託料210万円を追加補正するもので、この財源は財政調整基金の繰入金金で対応いたしております。

災害発生後、早急に災害認定のための申請を必要とすることから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月17日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、資料ナンバー8、議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（

型) 工事請負契約の締結につきましては、山県市消防本部の通信指令システムの整備をするための工事請負契約の締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び山県市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

山県市消防本部の通信指令システムにつきましては、一部事務組合消防本部が設置されましたときからのものでございまして、約25年間を使用してきたところでございますが、老朽化してまいりましたので、今回、システム更新の整備をするものでございます。

指名競争入札につきましては、本年4月17日、5社にて実施しました。このときの最低価格入札者であります中央電子光学株式会社と契約金額1億6,117万5,000円で契約を締結しようとするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案の御説明を申し上げましたが、十分に御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(小森英明君) 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

---

#### 日程第11 質疑

議長(小森英明君) 日程第11、これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

13番(寺町知正君) それでは、ただいま説明のありましたうち、資料の8、議第69号ですね、消防の施設関係の契約についてお尋ねいたします。

今回、契約ということで、入札結果などの資料をつけていただいて、昨年から求めていたことをありがとうございます。今後もぜひこのようにしていただきたいと思って拝見しました。

具体的にお聞きしますけれども、まず、一応設計価格が1億7,830万円ほどという非常に大きな額の案件です。このような案件について、契約の方法、指名競争入札というふうになっていますけれども、非常に大きな額であるのに、今の時代、一般競争入札がいいということはいろいろな場で指摘されているわけですが、なぜ、あえて指名競争入札にしたのかということをお聞きします。その必要性なり必然性ですね。

それから、資料がありますのですぐに質問しますけれども、これを見ても、入札の第1回、2回、3回と辞退が非常に多い。一般的に辞退は、うちはそんな額ではとても札は入れられない、競争できないからおりますということなんです、第1回から2社が

辞退して、実質3社で第1回が行われたという非常に特異な入札になっています。そういったことについて、やはり指名がおかしかったのではないかと考えるんですが、行政側はどのようにお考えでしょうか。

それから、やはり再指名という措置をとるなり一般に切りかえるなりすべき事態ではなかったのかというふうに思いますが、以上いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1点目の、なぜ指名競争入札にしたかということでございますけれども、これは非常に専門的な業務の工事でございますので、特に大手の業者でなければいけないというそういった認識がございました。そういったことから、こうした5社を指名したものでございます。

そして、2点目の、実質的に3社ということでございますが、これは、私どもは5社という認識をしておりましたけれども、結果的に3社ということになりました。

そして、その結果を踏まえて、再指名なり一般競争入札に変えたらどうかということにはございますけれども、こうした専門的な分野のものでございますし、ここに指名しておりますそれぞれの業者につきましては、非常に日本でも有数の業者でございますので、そういったことによりまして、一般指名に変えたり再指名をしたりということをしなかったわけでございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 指名競争入札にした理由が、非常に専門的な仕事であり、大手でなければできないということでした。今回落札の中央電子というのは、岐阜県ではこの関係で一番大きい、岐阜県では大きいと言われている程度なんですよ。もちろん、他社、指名した中には全国的な業者もあります。このような、専門的と言われたけれども、全国を探せばこんな5社どころじゃないんですよ。この業界はもっといっぱいあります。だからこそ一般競争入札がなじむ仕事であると。この特殊性、特殊なだけけれども、日本じゅう探したらいっぱいあるんですよ。そういった意味で、一般競争入札を



検討すべきではなかったかと思えます。

そういった意味で、専門的な仕事だからというのは当てはまらないと考えますが、その点について、今後のこともありますので、改めてお答えをいただきたい。

それから、当初の資料で先ほど計算してみましたが、予定価格に対する業者の札の価格、落札価格、これが99%程度。それから、設計金額に対する落札の価格、請負金額は90%ほどということで、非常に率が高いわけです。このあたりは、私は高いと思うんだけど、執行者の皆さんは高いと思わないんですかね。そのあたりも指名と絡むように思うんですが、いかがでしょうか。

それから、もう一点ですけど、これは、特殊なIT関係というか電子関係の内部のソフト的な部分、どちらかという。では、ここにこれが入れる箱物、施設、これについてはどうなのか。今回、多分議会に提案すべき事案ではない、額が低いとかそういったことで出ていないんでしょうけど、関連して、一体どういう箱の中に、施設の中にこれを入れようとしているのか。じゃ、その施設の方は同じように指名なのか、一般競争入札でやったのか。あるいは、どこが落として、どの程度の率で落としているのか。今後の工事の状況、そのあたりを説明していただきたい。

議長（小森英明君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問でございますけれども、専門性があるということで、先ほど御説明させていただいたようなこの5社を指名いたしました。その中で、専門性でございますけれども、特に専門性ということで大手の5社を指名してまいりました。

また、今後につきましては、ただいまの御意見を踏まえながら検討もしたいということを考えております。

また、2点目の、請負率の90.39%でございますけれども、これは高いのではないかとということでございますが、適切な結果でございますして、高いという認識はいたしておりません。

3点目の施設につきましては、消防長の方からお答えさせていただきます。

議長（小森英明君） 高橋消防長。

消防長（高橋信夫君） 寺町議員の御質問にお答えしたいと思います。

建物の方は、大規模改修ということで、耐震補強を兼ねて、指令台の1階の今現在待機室として使用しておりますところに設置を予定しております。大規模改修ということで、耐震を兼ねまして、8社の指名競争入札で、岐建（株）、（株）土屋組岐阜支店、株式会社野田建設、内藤建設株式会社、青協建設株式会社岐阜営業所、株式会社宇佐美組岐阜支店、（株）市川工務店、大日本土木（株）という8社で競争入札をさせていた

だきまして、落札額が7,854万でございます。請負率につきましては、設計価格にして92.89%、予定価格にして97.77%でございます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、再々質問になるので市長にお尋ねしますが、今、総務部長が、指名競争入札ではなく一般も検討すべきではないかということについて、今後は検討したいということでしたが、市長も十分、全国の公共事業の状況をよく御存じだと思うんですね。そういった中で、今、本当にわずかな、数百万円以上はすべて一般競争入札に出すという自治体も結構出てきているわけですね。

それから、いろんな都府県などのデータでも、一般に、一般競争入札にした場合は80%に近い、90に近いんじゃないですか、80%そこそこに落ち着くということが、大体データが出そろっている時代なんですね。そうすると、ここからまず10%は低くなると見ていいわけですね。それは何より市民の利益であり市の利益なわけですから、ぜひ今後、こんな1億どころじゃない、もっと低い額からですが、一般競争入札を検討すべき時期ではないのかというふうに考えます。その点、いかがでしょう。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

寺町議員のおっしゃることはよくわかりますし、指名競争じゃなしに一般競争ということも十分考えられます。そういった面もでございますし、工事の中身にもよりますが、先ほど総務部長が答弁しましたように、そういった点についても今後検討してまいりたいと思いますし、それによって非常に安くなるかどうかということにつきましては、これは実際にやってみないとその辺はわからんと思いますが、そんなふうに考えております。

以上でございます。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 承第2号の市税条例の一部改正の専決処分にかかわってですが、これは、税のフラット化ということで地方税法が変わったことによる条例の改定だということですが、山県市の場合、これによって保育料などにどのような影響が出るのかなということちょっと心配をいたしますけれども、その点ではどうでしょうか。

議長（小森英明君） 市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

税の関係ですが、今言われました保育料にどのような影響が出るという質問でございますけども、現在のところ、それがどういうようになるかということはまだお答えすることができません。あと、税の税率も出ておりませんので、今後になると思いますが、あとは、税は税、保育料は保育料の方で計算されると思いますけども、現在ではちょっとお答えができかねないですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 次の新年度の保育料そのものに対する影響については今の御答弁のようなことになるわけですが、過年度のことで予想ができる部分もあるんじゃないかなと思うんですが、市民環境部長と、それからあと福祉課の関係で保健福祉部長ですか、そのどちらでもよろしいですけど、過年度の分での予想というのはいかなるものでしょうか。

議長（小森英明君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

過年度分の件と言われましたけども、所得を過年度分から見まして、本年度変わるところは個人の市民税の非課税の範囲、これが加算額が17万6,000円から16万8,000円に減額、低くなりますので、それによりまして控除額が少なくなりますので非課税者が減ってまいります。

それから、あと一点ですが、この所得割の非課税の範囲等も加算額の35万から32万円、3万円減ってまいりますので、この分控除が減ってまいります。その分に関しましては、現在増えていくのではないかと考えておりますけども、ただ、これはことしに換算すればちょっとお答えできませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小森英明君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

保育料等につきましても、今市民環境部長の方から答弁されましたように、前年度と18年度につきましての対比をいたしておりませんので、答弁を控えさせていただきたいと思ひます。

議長（小森英明君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 保育料という非常に市民にとっては負担が直接かかってくる問題に影響が出てくるような部分だというふうに思われます。こういうことについては、やはり、条例を提案、改定案される場合、条例を提出される場合には、過年度のベースで予想される部分についても研究をされて、市民への影響について研究をされて上程されるべきではないかというふうに思ひますけれども、市長、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） できるだけの答弁をさせます。

できるだけそういった点についても精査してまいりたいと思っています。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 市民への直接的な影響というのは、一番、やっぱり市としては市民の福祉を守るという……。

議長（小森英明君） 再々質問は終わっております。

15番（中田静枝君） 大事な仕事があるわけですから、そこはやはり欠かさないようにこれからもしていただきたいというふうに思いますが。

次の承第4号の国保税条例の一部改定にかかわってですけれども、これについても同じことが言えるのではないかなというふうに思うんですね。やはり、市民への直接的な影響が新年度ではわからないにしても、過年度で大体の予想を出していただくということが必要ではないかというふうに思うんですけれども、こちらではいかがでしょうか。担当部長さん、お願いします。

議長（小森英明君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

過年度分につきましては、まだそういうことは行っておりませんが、ただ、1つお答えできますのは、介護納付金に関しまして、この限度額が8万円から9万円に1万円アップになったということにつきましては、昨年度の8万円を超えた世帯が143世帯ございましたので、本年度はもう少し限度額を超える世帯が少なくなるのではないかと考えております。

あと、ほかの件につきましては、国民保険法施行令の改正によりまして行っておりますので、個々の内容につきましては精査しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 予想については出されていないということなんですけど、今御答弁がありました、介護納付金の分の8万円を超える世帯の数ですか、それは少なくなるのではないかというふうにおっしゃったんですけど、ちょっとよくわからないので、もうちょっとわかるように説明していただきたいと思うんですけど、それはどういふことなんでしょうか。

議長（小森英明君） 暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

議長（小森英明君） 会議を再開いたします。

長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

ただいま、17年度におきまして、8万円を超えた世帯が143世帯と。8万円を超えるということは、それ以上所得があっても変わらないということですので、今回それが9万円になりますと、先ほどちょっと間違えましたが、逆に増えてまいります。負担が増える方ができてまいりと思っております。先ほど発言を間違えました。増えてまいります。

以上です。

議長（小森英明君） ほかに質疑はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今御答弁がそれぞれありましたように、要するに、これは、税条例の方につきましても国保税条例の方につきましても、所得の格差というのがこういうふうにして広がっていく、広げられていくのではないかなというふうに思いますけれども、その点について市長の見解をお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（小森英明君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

今回の改正は、国の規定によりまして、それに準じてやりましたので、中身につきましては今後十分検討してまいりたいというふうに思います。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

報第3号の損害賠償の額を定めることについての専決処分については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので、御承知願います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第2号、承第3号、承第4号、承第5号、承第6号、承第7号及び議第69号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、承第2号、承第3号、承第4号、承第5号、承第6号、承第7号及び議第69号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

---

#### 日程第12 討論

議長（小森英明君） 日程第12、これより承第2号、承第3号、承第4号、承第5号、承第6号、承第7号及び議第69号の討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 私は、承第2号 山県市税条例の一部改正の専決処分、また、承第4号 山県市国保税条例の一部改正の専決処分、承第5号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分、この3件について反対の立場で討論をいたします。

その3件につきまして、市税条例の改定の部分につきましては、課税の根本的な問題、基本にかかわる問題であります累進制で課税をしていくということとか、または、生計費は非課税とすべきだというようなことは非常に重要な課税の根本にかかわる問題だと思えますけれども、今回の国の方の法律の改定は、こうした税の基本にかかわる、本来であるべき方向に逆の方向での改定が行われたわけでありまして、結局、フラット化による格差の拡大を進めるものであります。

また、たばこ税の1本1円の値上げになるということで増収を増やそうという話ですけれども、たばこについての害については、これはもうはっきりした問題でありまして、日本も国際条約を締結していると、たばこ規制枠組み条約というのを締結しております、その責務として、継続的にたばこを実質的に減らしていくような総合的な対策を検討していかなければならないという責務を今日本は負っているわけですが、今回のたばこ税の引き上げにつきましては、そうした方向からの引き上げではなくて、児童手当の拡充の財源に充てるという、そういう与党の政党間の取引とでもいうのでしょうか、そこで出てきた増税であります。子供の手当を引き上げることは当然必要なことでありますけれども、それをたばこの税金で充てるというのは、いかにもこれはちょっと納得できない話であります。

そういうことも含めまして、これをこのままやはり、あの……。

議長（小森英明君） 簡潔にお願いします。

15番（中田静枝君） その市の税条例の一部改定に直結するというふうで問題ですので、これを認めることはできないというふうに思います。

国保税条例の部分につきましては、政令の改定によるものだということですが、やはりこれも同じように、老年者控除の廃止ということが国の方の関係で行われましたので、その影響というのはやっぱりこうやって染み出てきたということになるわけですが、格差の拡大につながるものということで、両方ともこれは認められないということになります。

あと、消防団員の公務災害補償条例の一部改正につきましては、これは災害があったときの手当ですので、そのときにきちんとした手当をしていくということは当然必要なことではありますが、それを今このようにして一律的に減らしていくということについては賛同できないというふうに考えます。

以上で反対討論といたします。

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

---

### 日程第13 採決

議長（小森英明君） 日程第13、ただいまから採決を行います。

承第2号 山県市税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

承第3号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

承第4号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

承第5号 山県市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議がありますので、本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小森英明君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

承第6号 平成17年度山県市一般会計補正予算（第11号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

承第7号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第69号 高機能消防指令センター総合整備事業（型）工事請負契約の締結について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



た。

---

日程第14 議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議長（小森英明君） 日程第14、議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、影山春男君の除斥を求めます。

〔影山春男議員 退場〕

議長（小森英明君） 事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（小森英明君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） ただいま上程になりました議案につきまして、提案説明を申し上げます。

資料ナンバー 9、第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、山県市高富財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

山県市高富財産区管理会は、委員7名で組織され、委員は高富財産区の区域内に3か月以上住所を有する者で、山県市の議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が議会の同意を得て選任することとなっております。

今回、久保田 均氏、岡田孝司氏と山下稔雄氏の3名が辞任されまして、新たに影山春男氏、赤塚和三氏と杉山 勇氏の3名を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

影山春男氏は、山県市高富1226番地の17にお住まいで、山県市議会議員として御活躍をいただいております。財産区の事業にも精通され、適任者でございます。また、赤塚和三氏は、山県市高富118番地の3、杉山 勇氏は、山県市高富1228番地の5にお住まいで、現在、それぞれ森自治会長、本町二丁目自治会長として御活躍をいただいております。ともに適任者でありますのでお願いするものでございます。十分な御審議を賜りまして、適切な御決定をお願いいたしますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（小森英明君） 平野市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

---

日程第15 質疑

議長（小森英明君） 日程第15、これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

議長（小森英明君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 質疑はないものと認めます。

これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第70号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託の省略をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、議第70号は委員会の付託を省略することに決定しました。

---

#### 日程第16 討論

議長（小森英明君） 日程第16、これより議第70号の討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 討論はないものと認めます。

これをもちまして、討論を終結いたします。

---

#### 日程第17 採決

議長（小森英明君） 日程第17、ただいまから採決を行います。

議第70号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小森英明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

影山春男君の入場を許可します。

〔影山春男議員 入場〕

議長（小森英明君） 影山春男君、あなたを山県市高富財産区管理委員に選任することの同意がされましたので、告知をいたします。

暫時休憩いたします。それでは、議場の時計で25分まで休憩といたします。

午前11時02分休憩

午前11時25分再開

副議長（渡辺政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、議長の小森英明君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（渡辺政勝君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小森英明君の除斥を求めます。

〔小森英明議員 退場〕

副議長（渡辺政勝君） 事務局、辞職願の朗読を願います。

（事務局朗読）

副議長（渡辺政勝君） お諮りいたします。

小森英明君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（渡辺政勝君） 異議なしと認めます。よって、小森英明君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小森英明君の入場を許可します。

〔小森英明議員 入場〕

副議長（渡辺政勝君） ここで、前議長の退任のごあいさつをお願いいたします。

19番（小森英明君） ただいまは、一身上の都合で辞職願を出しましたところ、受理いただきましてありがとうございます。

私は、昨年4月26日に議員の皆様方に推されまして議長に就任いたしました。何しろ、浅学非才な私でございましたが、皆さんの御協力によりまして何とか務めをしてまいりました。昨年の26日、27日にはまた行事が入っておりまして、次から次に行事が入

っていて、私は、不安で不安でかなわないというような感じで思っておる暇がないくらい行事がたくさんありました。そんな中で、議員の皆さん、そして執行者の皆さんには特に御協力、御支援をいただきましたことに感謝申し上げます。

これからは、一議員として、また議会発展のために、また行政発展のために頑張りたいと思っております。

どうも1年間お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

副議長（渡辺政勝君） 大変御苦労さまでございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（渡辺政勝君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、議長の指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

副議長（渡辺政勝君） 異議がありますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

副議長（渡辺政勝君） ただいまの出席議員は22名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、3番 横山哲夫君、5番 田垣隆司君を指名いたします。

議長の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

副議長（渡辺政勝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

副議長（渡辺政勝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

副議長（渡辺政勝君） 異状なしと認めます。

これにより、投票に移ります。投票は、1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

副議長（渡辺政勝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（渡辺政勝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

横山哲夫君、田垣隆司君、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（渡辺政勝君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票22票、無効投票ゼロ。

有効投票中、久保田 均君20票、村橋安治君1票、中田静枝君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、久保田 均君が当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（渡辺政勝君） ただいま当選されました、久保田 均君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

久保田 均君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

議長（久保田 均君） ただいまは、多数の議員の皆さん方の御推挙によりまして、議長の席を与えていただきました。大変重責だと思っておりますし、まして、浅学非才な私ですので、重く受けとめてお引き受けをいたしたいと思っております。ありがとうございました。

本市も既に合併以来3カ年を経過いたしまして、これからが山口市独自の総合計画にのっとり事業推進ということになってまいります。私は、議会と執行部の調和を図りながら、山口市発展のために微力ながら努力をしてみたいと思っております。今議場にお見えの皆様方の温かい御支援と御協力を心からお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍 手〕

副議長（渡辺政勝君） 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

副議長（渡辺政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、議長から東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（渡辺政勝君） 異議なしと認めます。よって、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、久保田 均君の除斥を求めます。

〔久保田 均議員 退場〕

副議長（渡辺政勝君） 事務局、辞任願の朗読を願います。

（事務局朗読）

副議長（渡辺政勝君） お諮りいたします。

久保田 均君の東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（渡辺政勝君） 異議なしと認めます。よって、久保田 均君の東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

久保田 均君の入場を許可いたします。

〔久保田 均議員 入場〕

副議長（渡辺政勝君） 議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、渡辺政勝君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺政勝君の除斥を求めます。

〔渡辺政勝議員 退場〕

議長（久保田 均君） 事務局、辞職願の朗読を願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） お諮りいたします。

渡辺政勝君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、渡辺政勝君の副議長の辞職を許可することが決定いたしました。

渡辺政勝君の入場を許可します。

〔渡辺政勝議員 入場〕

議長（久保田 均君） ここで、前副議長の退任のごあいさつをお願いいたします。

14番（渡辺政勝君） 一言ごあいさつを申し上げます。

昨年4月26日以来、副議長職として1年間大変お世話になりました。

この1年間の中で、やはり職務上、中濃十市の正副議長会、あるいは岐阜地区、あるいは東海地区と、いろいろ出席させていただきました。その中で1年間痛切に感じたことは、私たちの山県、10市の中でも、まあ、美濃市より人口は多いわけですが、でも、大変人口規模も小さい。その点を比べると、大変、5万、10万とした市の方々とおつきあいできた、その中で意見交換もさせていただきました。その中で感じたことは、やはり山県市という誇りは大事にしつつも、我々の実力、実態というのをよく踏まえるべきだと感じた次第でございます。

これから、少子化あるいは高齢化社会を乗り切っていくわけですが、そうした時代の流れに対処しつつ、次世代に山県市というのを引き継ぐ大きな責務があります。その中で、いろいろとこれからの行政、あるいは議会ともどもという体制でそうした政策に対応すべく、これからの議員活動に専念する所存でございます。

大変大過なく1年を務めさせていただきまして、ありがとうございました。これもひとえに議会関係者の方々、あるいは執行部の方々のお支えがあったのことに深く感謝を申し上げ、退任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。お世話になりました。

〔拍手〕

議長（久保田 均君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長の指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、3番 横山哲夫君、5番 田垣隆司君を指名いたします。

副議長の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（久保田 均君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

議長（久保田 均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕



議長（久保田 均君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。投票は、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（久保田 均君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

横山哲夫君、田垣隆司君、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（久保田 均君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票22票、無効ゼロ。

有効投票中、横山善道君20票、村橋安治君1票、中田静枝君1票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、横山善道君が当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（久保田 均君） ただいま当選されました横山善道君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

横山善道君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

副議長（横山善道君） ただいまは、多くの議員の皆さんの御推挙によりまして副議長という職を与えていただきまして、浅学非才な私でございますけど、責任の重さを痛感しております。

これからにつきましては、議長補佐役としまして、市の発展と議会運営のために精いっぱい努力をしていきたいと思っております。今後とも皆さんの御協力をお願いしまして、就任のごあいさつとします。ひとつよろしくをお願いいたします。

〔拍 手〕

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時00分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

横山善道君、発言希望がありますので指名をいたします。

副議長（横山善道君） 今、就任のごあいさつを申し上げましたけれども、承諾という言葉が抜けておりましたので承諾いたします。

今後ともまた頑張りますので、何とぞひとつよろしく願いいたします。

議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 01 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市長から追加提案が提出されております。

お諮りをいたします。

議第 71 号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議第 71 号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第 117 条の規定により、村瀬伊織君の除斥を求めます。

〔村瀬伊織議員 退場〕

議長（久保田 均君） 事務局、議案の朗読を願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 議第 71 号の提案説明を申し上げます。

議第 71 号 山県市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法 196 条第 1 項の規定により、監査委員 2 名のうち 1 名は議会議員から選出することとなっております。

本日、議会選出の監査委員、久保田 均議員から辞職願が提出され、受理いたしましたので、後任の監査委員に、山県市東深瀬 1722 番地の 2、村瀬伊織議員を選任いたしたく、同意を求めるものでございます。

村瀬伊織議員は、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきまして、知識、経験も豊富で適任者でございます。十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 市長の提案説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） ないものと認めます。よって、議第71号の質疑を終結いたします。

ただいまから、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論なしと認めます。

ただいまから、採決を行います。

議第71号 山県市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

村瀬伊織君の入場を許可します。

〔村瀬伊織議員 入場〕

---

日程第18 常任委員会委員の選任について

議長（久保田 均君） 日程第18、常任委員会委員の選任について、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれ選任することに決定をいたしました。

各常任委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

総務委員会、第1委員会室、産業建設委員会、第2委員会室、文教厚生委員会、全員協議会室でお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。決定後、直ちに入場をお願いいたします。

午後 1 時05分休憩

午後 1 時17分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、各常任委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告をいたします。

総務委員会委員長、後藤利邦君、副委員長、河口國昭君、産業建設委員会委員長、武藤孝成君、副委員長、田垣隆司君、文教厚生委員会委員長、影山春男君、副委員長、宮田軍作君。

以上であります。

---

日程第19 議会運営委員会委員の選任について

議長（久保田 均君） 日程第19、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、議会運営委員会委員を議長が指名することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、議長の指名といたします。

議会運営委員会委員に藤根圓六君、横山善道君、後藤利邦君、武藤孝成君、影山春男君を指名いたします。

議会運営委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

場所は第1委員会室を指定いたします。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時20分休憩

午後 1 時27分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、議会運営委員会委員長及び副委員長が決定をいたしましたので、報告をいたします。

委員長に藤根圓六君、副委員長に横山善道君であります。

先ほど、休憩中に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員横山哲夫君、田垣隆司君、村瀬隆彦君、河口國昭君、横山善道君、渡辺政勝君、中田静枝君、藤根圓六君、村橋安治君、環境保全対策特別委員会委員吉田茂広君、尾関律子君、宮田軍作君、武藤孝成君、影山春男君、後藤利丸君、谷村松男君、寺町知正君、村瀬伊織君、大西克巳君から、辞任願が提出をされました。

お諮りをいたします。

この際、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の委員及び環境保全対策特別委員会委員の辞任許可及び後任の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び環境保全対策特別委員会委員の辞任許可及び後任の選任を日程に追加し、議題といたします。

まず、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び環境保全対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員横山哲夫君、田垣隆司君、村瀬隆彦君、河口國昭君、横山善道君、渡辺政勝君、中田静枝君、藤根圓六君、村橋安治君、環境保全対策特別委員会委員吉田茂広君、尾関律子君、宮田軍作君、武藤孝成君、影山春男君、後藤利丸君、谷村松男君、寺町知正君、村瀬伊織君、大西克巳君の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び環境保全対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

続きまして、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員及び環境保全対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員に吉田茂広君、尾関律子君、宮田軍作君、武藤孝成君、影山春男君、後藤利丸君、谷村松男君、寺町知正君、小森英明君、村瀬伊織君、大西克巳君、環境保全

対策特別委員会委員に横山哲夫君、田垣隆司君、村瀬隆彦君、河口國昭君、横山善道君、渡辺政勝君、中田静枝君、藤根圓六君、村橋安治君を指名いたします。

これより、両特別委員会とも正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会は全員協議会室、環境保全対策特別委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時49分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会及び環境保全対策特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、御報告申し上げます。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長、谷村松男君、副委員長、吉田茂広君。

環境保全対策特別委員会委員長、村瀬隆彦君、副委員長、横山哲夫君であります。

暫時休憩をいたします。

午後1時49分休憩

午後1時49分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、岐北衛生施設利用組合議員の議会選出議員谷村松男君から辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、谷村松男君の除斥を求めます。

〔谷村松男議員 退場〕

議長（久保田 均君） 事務局、辞職願を朗読願います。

(事務局朗読)

議長(久保田 均君) お諮りいたします。

谷村松男君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保田 均君) 異議なしと認めます。よって、谷村松男君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職に同意することに決定をいたしました。

谷村松男君の入場を許可します。

〔谷村松男議員 入場〕

議長(久保田 均君) ただいま、岐北衛生施設利用組合議員が欠員となりました。お諮りをいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保田 均君) 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(久保田 均君) 異議がありますので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長(久保田 均君) ただいまの出席議員は22名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、3番 横山哲夫君、5番 田垣隆司君を指名いたします。

岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長(久保田 均君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

議長（久保田 均君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（久保田 均君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。投票は、1番議員から順次投票を願います。

〔投票〕

議長（久保田 均君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 投票漏れなしと認めます。

投票は以上で終了いたしました。

開票を行います。

横山哲夫君、田垣隆司君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（久保田 均君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、有効投票22票、無効ゼロ。

有効投票中、大西克己君19票、中田静枝君2票、村橋安治君1票。

以上であります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、大西克己君が岐北衛生施設利用組合議員に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（久保田 均君） ただいま当選されました大西克己議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

大西克己君、当選承諾及びあいさつをお願いいたします。

21番（大西克己君） ただいま、皆様の過分なる御支援によりまして岐北衛生の議員として当選させていただきました。全力を尽くしてその職を全うしたいと思います。

浅学非才な私でございますけれども、この職務を受諾しながら、ますます勉強して、1日も欠かすことのできない業務でございますので、誠心誠意努力いたします。どうもありがとうございました。

〔拍手〕



議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じ、平成18年第2回山県市議会臨時会を閉会いたします。

皆様方の格別の御協力に対し、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

午後2時01分閉会

---

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 小 森 英 明

山県市議会議長 久 保 田 均

山県市議会副議長 渡 辺 政 勝

山県市議会副議長 横 山 善 道

4 番 議 員 宮 田 軍 作

20 番 議 員 村 瀬 伊 織